

| 車体の形状 | 構 造 要 件 | 留意事項 |
|-------|--|---|
| 現金輸送車 | <p>現金、証券等を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大量の現金、証券等を収納でき、かつ、客室（客室がない場合は運転者席）と隔壁により区分された施錠することができる物品積載設備を有すること。 2 防犯用の警報装置を有すること。 3 1の物品積載設備の側面又は後面には、現金、証券等を積卸するための適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。なお、乗員の乗降のための扉は、この場合の積卸口には該当しないものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・南京錠等の簡易な鍵等は、1の施錠することができる設備に該当しないものとする。 |